

東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所（以下「保育所等」という。）においてこどもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とし、予算の範囲内において交付する東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和7年度（令和6年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）等（令和6年度補正予算分）分）交付要綱（令和7年9月18日付けこ成保第542号こども家庭庁長官通知「令和7年度（令和6年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）等（令和6年度補正予算分）分の国庫補助について」別紙。以下「国交付要綱」という。）3（2）②に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に所在する保育所等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料及び備品購入費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、国交付要綱4（2）②アにより算定される額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）を上限とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる必要書類を添えて、令和8年3月31日までに町長に提出するものとする。

(1) 補助対象経費の積算が確認できる書類

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ、条件を付することができる。

(変更申請等)

第8条 前条第1項の通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書の内容に変更があった場合は、速やかに、東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金変更申請書（様式第3）に必要書類を添えて町長に提出し、承諾を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、その変更の可否を決定し、東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金変更承諾（不承諾）決定通知書（様式第4）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業を完了し、廃止し、又は中止したときは、東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金実績報告書（様式第5）に必要書類を添えて、町長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金確定通知書（様式第6）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の確定通知書の交付を受けた者は、東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金請求書（様式第7）を町長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(立入検査等)

第12条 町長は、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は施設に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査することができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が不相当と認めるとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、なお効力を有する。

様式第2（第7条関係）

東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金について、下記のとおり決定しましたので東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき通知します。

記

1 決定内容

(1) 交付・不交付

(2) 補助金の交付決定額 金 _____ 円

内訳

2 交付条件又は不交付の理由

様式第3（第8条関係）

東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金変更申請書

年 月 日

東浦町長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定された東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金について、東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 当初交付申請（決定）額 金 _____ 円
内訳
- 2 変更後交付申請額 金 _____ 円
内訳
- 3 変更の理由
- 4 添付書類
(1) 補助対象経費の積算が確認できる書類
(2) その他参考となる書類

様式第4（第8条関係）

東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金変更承諾（不承諾）
決定通知書

年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました東浦町保育所等における性被害防止
対策事業費補助金の変更申請について、下記のとおり決定しましたので東浦町保育所
等における性被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき通知します。

記

1 決定内容

承諾・不承諾

2 変更交付決定額等

(1) 変更交付決定額 金 _____ 円
内訳

(2) 既交付決定額 金 _____ 円
内訳

(3) 差引増減額 金 _____ 円
内訳

様式第5（第9条関係）

東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金実績報告書

年 月 日

東浦町長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定された東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金について、補助事業を 完了 ・ 廃止 ・ 中止 したので、東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて、報告します。

記

1 施設の名称	
2 施設の所在地	東浦町大字
3 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 事業成果・達成状況	(1) 交付決定額 金 _____ 円 内訳 (2) 実績報告額 金 _____ 円 内訳 (3) 補助金清算額 金 _____ 円 内訳
5 添付書類	(1) 補助対象経費の積算が確認できる書類 (2) その他参考となる書類

様式第6（第10条関係）

東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金確定通知書

年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで実績報告のありました東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金については、東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので通知します。

記

補助金の交付確定額 金 _____ 円
内訳

様式第7（第11条関係）

東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金請求書

年 月 日

東浦町長

所在地
請求者 団体名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知のありました東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金について、東浦町保育所等における性被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金の請求額 金 _____ 円
2 振込口座

振込口座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）													
	金融機関名										支店名			
	農業協同組合 銀行 信用金庫													
	預金種別（該当のものにレ印をつけてください。）						口座番号（7桁に満たない場合は、右づめで記入）							
	□普通 □当座													
	ゆうちょ銀行													
	記号（6桁目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）							
					※									
口座名義欄	フリガナ													
	口座名義													
	住所	（〒 — ） 都道 市区 府県 町村												
電話	— —					FAX	— —							